

ふじみ野市監査委員に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第8条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに第243条の2の9第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表、法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出並びに法第243条の2の9第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第8条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに第243条の2の8第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表、法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出並びに法第243条の2の8第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>